

答 申 の 概 要

| | |
|-----------|--|
| 件 名 | 社会福祉施設指導監査資料に係る訂正拒否決定に対する異議申立て（諮問第3号） |
| 本件保有個人情報 | 平成14年度社会福祉施設指導監査資料に給食責任者等として記載された自己の氏名、職及び資格 |
| 実 施 機 関 | 知事（地域福祉室） |
| 請 求 の 趣 旨 | 自分が給食責任者等として配置された事実はないことから、本件保有個人情報の消去を求める。 |
| 論 点 | 削除する旨の決定をするに足る客観的な証拠の有無 |
| 諮 問 年 月 日 | 平成16年6月8日 |
| 答 申 年 月 日 | 平成16年12月17日 |

審査会の結論

訂正請求を拒否した知事の決定は妥当である。

審査会の判断

1 本件監査資料及び本件保有個人情報の利用目的について

本件監査資料は、実施機関が特定の社会福祉施設に対して実施した監査に際し、事前に施設から実施機関に対して提出されたものであり、実施機関が、職員の配置や担当事務等を確認し、施設運営上の問題点の有無を把握するために用いられるものである。

このことからすると、本件保有個人情報は、施設に給食責任者等が実際に設置されていることを確認するという目的のために利用されるものであると認められる。このような利用目的を達成するためには、施設において給食責任者等としての業務を実際に処理していた者の氏名等を示すものでなければならないと考えられる。

2 本件保有個人情報の削除の要否について

本件監査資料は、上記のとおり、施設がその責任で作成したものであり、また、本件保有個人情報を削除するかどうかは施設の利害に影響を与え得るものである。このため、仮に、削除する旨の決定をする場合は、当該決定の妥当性を裏付ける客観的な証拠が必要であると考えられる。

当審査会が、異議申立人の仕事ぶりや実際に処理していた業務の内容を示す客観的な証拠を発見するためには、裁判所の証人調べのような手続を行うことが必要不可欠であるが、当審査会にはそのような強制力を伴った調査権限が付与されていない。また、当審査会が行う調査審議を含め行政不服審査手続は簡易迅速を旨とするものであることからすると、当審査会において、本件について、長期間をかけて独自に事実関係の調査を行うことが適当であるとは認められない。

本件においては、当時、異議申立人が施設に勤務して給食業務に従事していたことについては争いがなかったため、異議申立人の実際の仕事ぶりが給食責任者等と呼ぶに値するものであったかどうか問題となる。この点について、実施機関は、監査の際に、本件保有個人情報の内容に事実の誤りがあることを示すような事柄は確認されず、また、本件処分を行うに当たり、施設から内容に誤りがない旨の回答を得たことから、本件保有個人情報を削除する理由は見当たらないとしている。

これに対し、異議申立人は、自らの主張を裏付ける資料として様々な文書を当審査会に提出している。しかし、これらの資料には、実施機関が施設に対して給食業務に関し改善措置を講ずるよう指導したことや、当時の同僚が異議申立人の仕事ぶりについて不満を抱いていたことに関する記述はあるものの、これらの記述は、異議申立人が施設における給食業務の責任者として栄養管理等の業務を実際に行っていなかったことを示すものとは認められず、いずれの資料も本件保有個人情報を削除する旨の決定を行うに足る客観的な証拠とはなり得ない。

当審査会は、上記のとおり、異議申立人及び実施機関から提出された意見書や資料等を検討したが、本件保有個人情報を削除すべきであるという客観的な証拠を得るには至らなかった。